

令和6年度

第 2 回

太子町国民健康保険運営協議会

令和7年1月30日
生活福祉部町民課

制度の概要

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度として住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしているが、加入者の「年齢構成が高く医療費が高額」「所得水準が低い傾向にあるため保険税の負担が重い」ことや、「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多い」という構造的な課題を抱えていた。

このような課題に対応し、国民健康保険制度の改善と安定化を図るため、平成30年度からは都道府県が市町村とともに運営を担っている。

これにより、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県は、保険給付に必要な費用を全額各市町村に支払うことになった。

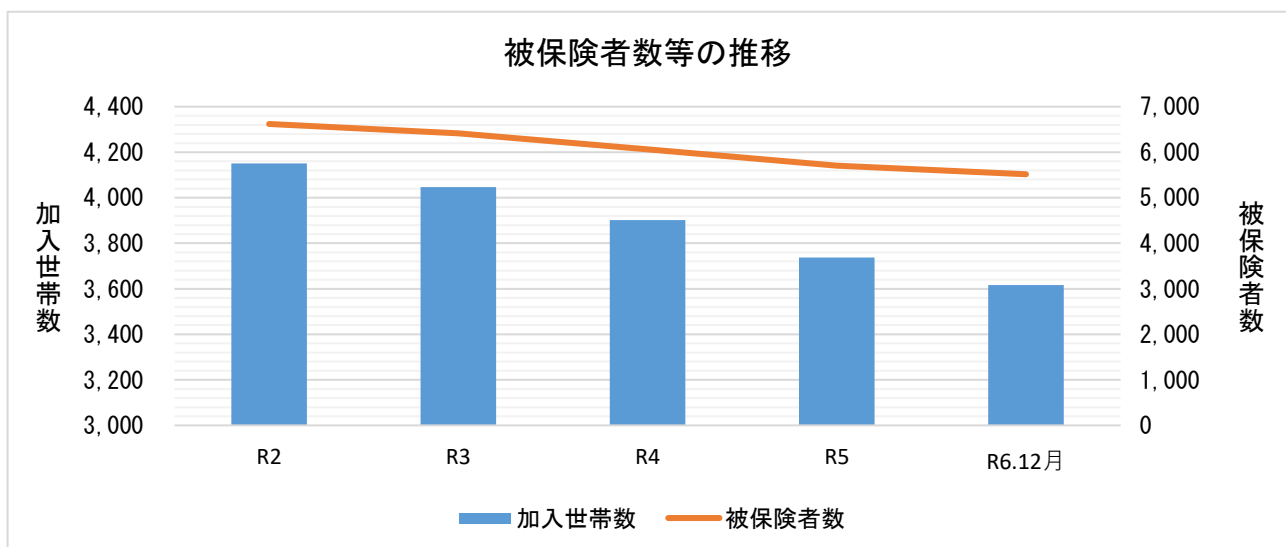
また、令和2年度に厚生労働省は「保険料水準の統一」を行う方向性を打ち出しており、兵庫県では負担の公平性のため県内において同一所得・同一世帯構成であれば同一保険料(保険料水準の統一)をめざして県と市町が一体となって財政運営の安定化等を進めている。

令和6年度には、令和6年12月2日から保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の本格運用が始まっている。

1 加入状況

(1) 加入状況(各年度末時点)

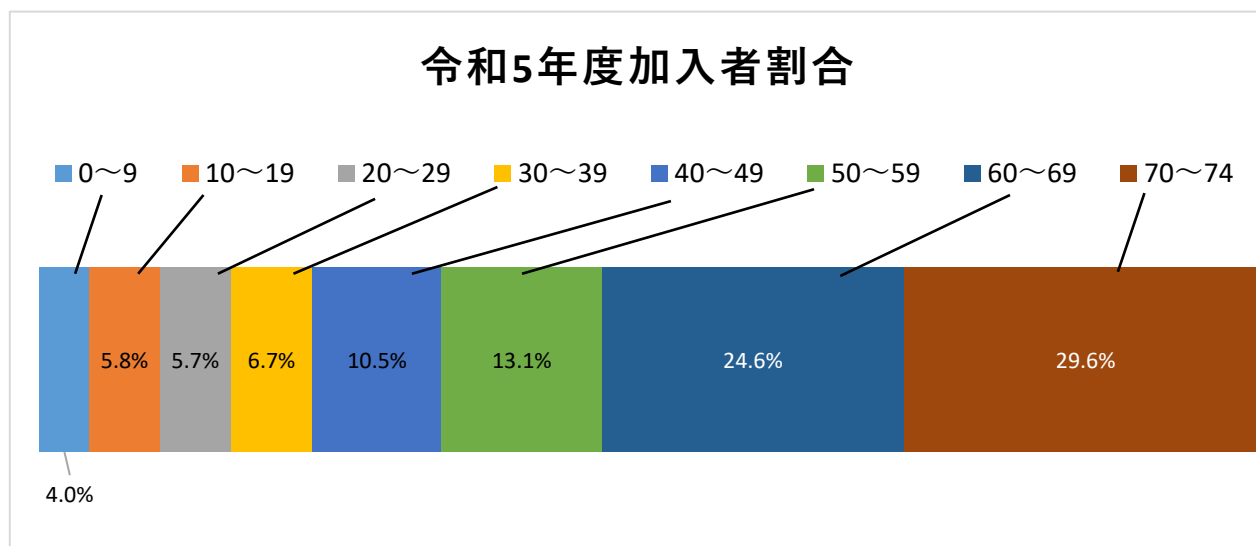
年度	総数		国保加入者		加入率	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
R2	13,851	33,993	4,151	6,620	30.0%	19.5%
R3	13,892	33,739	4,046	6,412	29.1%	19.0%
R4	14,071	33,645	3,902	6,063	27.7%	18.0%
R5	14,191	33,474	3,738	5,702	26.3%	17.0%
R6.12月	14,281	33,414	3,616	5,516	25.3%	16.5%



- ◎被保険者数は、定年後の継続雇用の拡大や被用者保険の加入要件緩和、後期高齢者医療への移行などにより減少傾向にある。
- ◎退職により被用者保険から国民健康保険に加入するため年齢構成が高くなる。

(2) 年齢別加入状況(令和6年12月末時点)

区分	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	合計
加入者数	222	320	316	369	580	720	1,358	1,631	5,516
割合	4.0%	5.8%	5.7%	6.7%	10.5%	13.1%	24.6%	29.6%	100.0%



2 財政状況

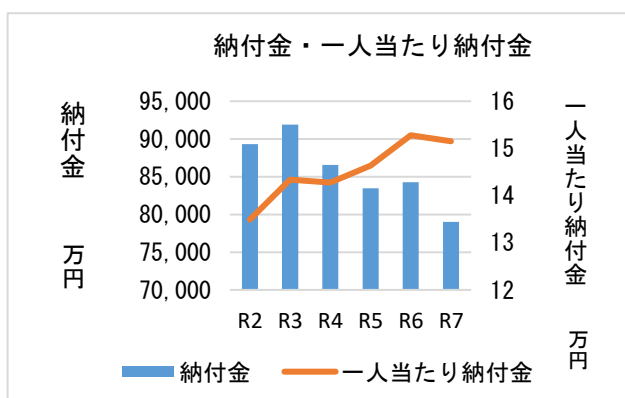
(1) 決算収支の推移

(単位：円)

年度	収入	支出	差引
R2	3,265,148,934	3,235,120,223	30,028,711
R3	3,335,934,798	3,322,774,737	13,160,061
R4	3,209,689,704	3,196,884,561	12,805,143
R5	3,239,897,540	3,228,815,715	11,081,825

(2) 納付金の推移

年度	納付金	一人当たり納付金 (納付金/P1: 年度末被保険者数)
R2	893,102,125	134,910
R3	919,214,917	143,359
R4	865,570,004	142,763
R5	834,696,381	146,387
R6(見込)	842,741,675	152,781
R7(予算)	790,171,000	151,490

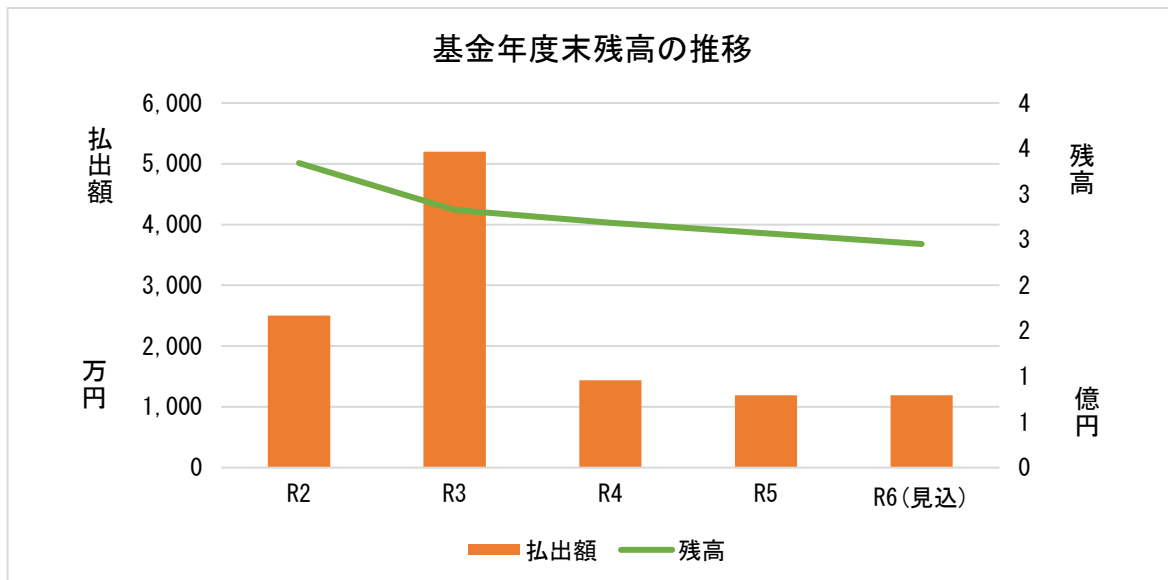


(3) 基金の状況

(単位：円)

年度	受入額	払出額	残高
R2	610,032	25,000,243	334,071,000
R3	490,299	52,000,299	282,561,000
R4	336,622	14,373,000	268,524,622
R5	296,816	11,897,000	256,924,438
R6(見込)	296,816	11,897,000	245,324,254

R6:受入額と払出額は令和5年度と同額で見込



3 国民健康保険税の状況

(1) 保険税収納状況(現年度分・決算)

(単位：円)

年度	調定額	保険税 収納額	一世帯当たり 保険税収納額	一人当たり 保険税収納額	収納率 (%)
R2	600,844,600	559,911,043	134,886	84,579	93.2%
R3	583,981,200	549,346,288	135,775	85,675	94.1%
R4	594,770,700	560,827,016	143,728	92,500	94.3%
R5	566,058,800	531,949,675	142,309	93,292	94.0%
R6.12月末	560,397,500	352,045,032	97,358	63,823	62.8%

◎本町の収納率(現年度分)は令和元年度、令和2年度と県下最下位(41位)、令和3年度は前年度比0.8ポイント上昇(県下39位)、令和4年度は前年度比0.2ポイント上昇(県下35位)、令和5年度は前年度比△0.3ポイント(県下39位)。口座振替の原則化、社会保険加入者への手続き勧奨、臨戸徴収、未申告者への申告勧奨等により収納率向上に向けて取り組みを強化していく。

(2) 一人当たり調定額(決算)

(単位：円)

年度 区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R6(見込)
保険税調定額	90,762	91,076	98,098	99,274	101,595

(3) 太子町国民健康保険税率

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R2	7.13%	24,600	19,200	2.48%	8,600	6,600	2.95%	11,400	6,000
R3									
R4		27,000	19,400		9,400	7,000			
R5	7.14%	28,400	19,900	2.52%	9,800	7,100		11,800	6,100
R6	7.25%	29,600	20,400	2.70%	10,800	7,600		12,700	6,500

(4) 県標準保険料率(太子町)

年度	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
R2	7.24%	29,831	20,612	2.75%	11,150	7,704	2.34%	12,181	6,121
R3	7.33%	30,271	20,816	2.75%	11,091	7,627	2.34%	11,879	6,021
R4	6.87%	29,682	19,323	2.67%	11,184	7,281	2.63%	13,550	6,728
R5	6.93%	29,990	19,431	2.81%	11,806	7,649	2.64%	13,838	6,754
R6	7.24%	30,786	20,177	3.01%	12,512	8,201	2.71%	13,972	6,999

(5) 賦課限度額

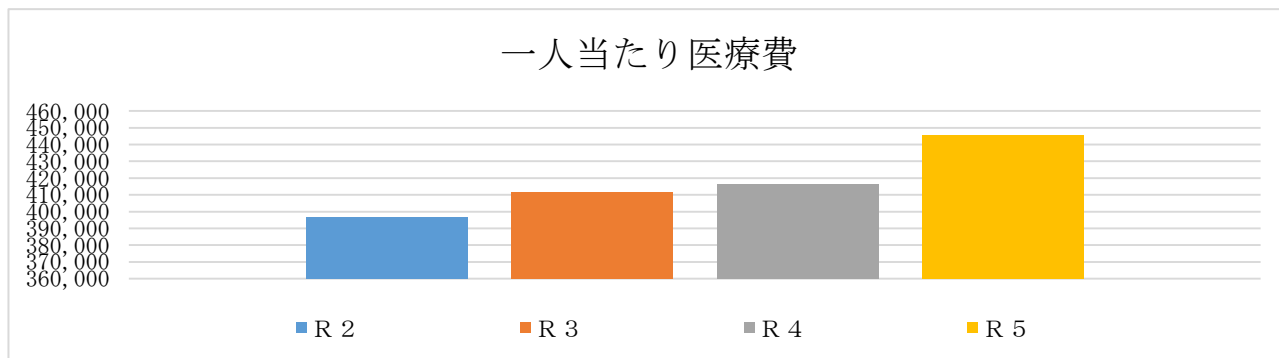
年度	医療分（基礎）	後期高齢者支援金分	介護納付金分
R2	630,000	190,000	170,000
R3			
R4	650,000	200,000	
R5		220,000	
R6		240,000	

◎国の地方税法の一部改正に伴い賦課限度額を引き上げ。

4 給付状況等

(1) 一人当たり医療費

年度	医療費総額	全年齢	伸び率	前期高齢者	70歳以上
R 2	2,662,003,055	396,899	-	519,362	542,283
R 3	2,704,155,540	411,466	3.67%	539,912	579,147
R 4	2,621,469,310	416,304	1.18%	545,151	578,200
R 5	2,653,108,140	445,751	7.07%	592,770	647,577



5 保健事業の状況

(1) 特定健診受診率(法定報告) (単位：人)

年度	対象者	受診者	受診率
R2	4,815	1,282	26.6%
R3	4,652	1,388	29.8%
R4	4,348	1,382	31.8%
R5	4,081	1,317	32.3%

(2) 特定保健指導実施率(法定報告) (単位：人)

年度	動機付け支援		積極的支援		保健指導 実施率
	対象者	修了者	対象者	修了者	
R2	136	71	25	7	48.4%
R3	146	73	27	5	45.1%
R4	123	76	37	8	52.5%
R5	124	65	34	8	46.2%

(3) 受診率向上に向けた取り組み

ア 特定健診受診券送付時受診勧奨

対象者を健診受診歴、生活習慣病治療歴や年齢により区分分けし、特性に応じた受診勧奨通知を同封

イ 集団健診未申込者への受診勧奨

集団健診過去受診歴、前年度の国保加入などを条件に、方法（内容）を分け実施

①受診勧奨通知・申込書用紙の送付

②集団健診セット一式の送付

③電話

ウ 人間ドック費用助成

エ 職場健診結果の提出促進

オ 集団健診受診インセンティブ

集団健診受診者（継続受診、初回）に特典を配付

(4)医療費適正化のための取り組み

◎国民健康保険の被保険者は、年齢層が高く、1人当たり医療費が高いことや、平均所得が低い水準にあることなど、保険者の運営努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えており、今後も健全で安定した運営を図るためには、医療費の伸びの適正化を進める必要がある。

① 後発医薬品(ジェネリック医薬品)使用の推進

- ・国の目標使用率(令和2年6月閣議決定)令和5年3月までに80%以上
⇒令和6年3月診療分使用割合87.1%(県内第3位)※令和5年3月84.4%(県内第9位)
- ・保険証送付時のパンフレットにジェネリック医薬品希望シールを貼付するとともに、ジェネリック医薬品差額通知書を年2回送付し、ジェネリック医薬品の使用を普及・促進し、医療費の伸びの適正化を図る。

② レセプト点検の強化

医科・歯科・調剤におけるレセプトの1次審査・点検は、全市町村が国民健康保険団体連合会に委託して実施しているが、2次審査・点検は各市町村の判断で実施している。本町では、専門員を配置し2次審査・点検を実施している。

③ 糖尿病重症化予防・生活習慣病重症化予防への取り組み

人工透析導入原因第1位は糖尿病性腎症であり、また、慢性透析療法に要する医療費は患者一人当たり年間約600万円といわれているため、糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに医療費適正化の観点からも重要となっている。

また、生活習慣病は自覚症状があまりないため、気づかずにそのままの生活を続けると脳卒中や心筋梗塞、慢性腎臓病などの重篤な状態に進行する可能性が高くなることから生活の質の低下だけでなく、医療や介護に要する費用が増加する。

特定健康診査の結果で町が設定した基準値を超えている未治療者、また糖尿病の中断者に対し、医療機関受診勧奨(生活習慣改善に向けた保健指導含)を実施して重症化予防を図っている。

令和6年度

		対象者 (人)
糖尿病性腎症 重症化予防	未治療者	12
	中断者	5
生活習慣病重症化予防		45

(R6.12月末時点)

④ 重複・多剤服薬者対策

対象者に対して保健師が電話や訪問による指導を実施。

重複服薬：3か月連続して、1か月に3か所以上の医療機関より同一薬効の薬剤の処方を受けている。

多剤服薬：3か月連続して、1か月に複数の医療機関より薬剤数15剤以上の処方を受けている。

令和6年度

	対象者	指導実施
重複服薬	1	1
多剤服薬	2	2

(R6.12月末時点)

(5)第3期データヘルス計画の策定について

被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的とした「データヘルス計画」については、第2期で掲げた事業の評価を実施し令和6年2月に第3期計画を策定した。

今後は、計画に基づき保健事業を実施し、計画の最終年度となる令和11（2029）年度に評価・見直しを行うほか、中間時点等計画期間途中に進捗確認及び中間評価を実施予定。

(1)改正の理由

現在、県内各市町では兵庫県が令和4年11月に策定した「兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ」に沿って令和9年度に予定されている「保険料水準の統一」に向けた取り組みを行っています。

このロードマップの中で、「保険料水準の統一」に向け保険料の急変緩和措置として計画的に県基金や剰余金の一部を納付金財源として投入することなどが明記されました。これに伴い令和5年度から納付金算定において基金等の一部が納付金財源として投入されています。

この度、令和7年度納付金の本算定額及び標準保険料率が県から示されましたので、標準保険料率を基準として税収納率を勘案した収支均衡に近い税率となるよう改正します。

また、保険負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点からの課税限度額の引き上げ及び経済動向等を踏まえた国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準の見直しを行います。

本算定時納付金額の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
確定納付金(A)	865,570,004	834,696,381	842,741,675	790,169,281
医療分	606,052,641	577,416,501	581,445,206	542,049,363
支援金分	192,454,577	191,117,398	194,923,878	185,413,693
介護分	67,062,786	66,162,482	66,372,591	62,706,225

被保険者数(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	6,241	5,912	5,687	5,216
支援金分	6,241	5,912	5,687	5,216
介護分	1,814	1,724	1,718	1,676

※県が提示した納付金本算定時の見込人数のため、P1「1(1)加入状況の各年度末人数」と差異があります。

一人当たり納付金 (A)/(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療分	97,108	97,669	102,241	103,921
支援金分	30,837	32,327	34,275	35,547
介護分	36,970	38,377	38,634	37,414

※上記見込人数(B)で案分しているため、年度末人数で案分しているP2「2(2)納付金の推移」の金額と差異があります。

(2) 改正の内容

ア 税率改正

	医療分			支援分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
R 6	7.25	29,600	20,400	2.70	10,800	7,600	2.95	12,700	6,500
R7(案)	7.36	30,900	20,800	2.85	11,800	8,000	2.89	13,300	6,700
R7-R6	0.11	1,300	400	0.15	1,000	400	-0.06	600	200

参考：R6年度税率とR5年度税率との差

R6-R5	0.11	1,200	500	0.18	1,000	500	0	900	400
-------	------	-------	-----	------	-------	-----	---	-----	-----

イ 課税限度額

	医療分	支援分	介護分
R 6	65万円	24万円	17万円
R7(案)	66万円	26万円	17万円

ウ 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準

区分	R 6	R 7 (案)
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし
5割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +29万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 30万5千円 ×被保険者数
2割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) +54万5千円×被保険者数	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1) + 56万円 ×被保険者数

令和7年度 国民健康保険税率 (案)

税率	令和6年度保険税率				案① 令和7年度標準保険税率				案② 保険料水準の統一時に必要な保険税率を3年で均した率			
	医療分	後期分	介護分		医療分	後期分	介護分		医療分	後期分	介護分	
所得割	7.25%	2.70%	2.95%		7.49%	3.02%	2.62%		7.36%	2.85%	2.89%	
均等割	29,600円	10,800円	12,700円		32,331円	12,874円	13,516円		30,900円	11,800円	13,300円	
平等割	20,400円	7,600円	6,500円		20,774円	8,272円	6,639円		20,800円	8,000円	6,700円	

注意

案①の標準保険料は、県の発表前となりますので取り扱いにご注意ください。

世帯構成	年齢	所得			国保税	令和6年度	案①	差額	案②	差額	軽減	月額差額	
												案①	案②
世帯主	42歳	給与		300万円									
配偶者	38歳	給与		43万円	年額	499,800	522,100	22,300	513,400	13,600	なし	1,858	1,133
子	12歳	-		0円									
【給与と所得者平均値】													
世帯主	42歳	給与		173万円	年額	302,400	318,300	15,900	311,600	9,200	2割	1,325	767
配偶者	38歳	給与		43万円									
子	12歳	-		0円									
【給与と所得者中央値】													
世帯主	42歳	給与		115万円	年額	227,500	242,200	14,700	235,700	8,200	2割	1,225	683
配偶者	38歳	給与		43万円									
子	12歳	-		0円									
【未就学児均等割軽減あり】													
世帯主	42歳	給与		115	年額	211,400	224,200	12,800	218,700	7,300	2割	1,067	608
配偶者	32歳	給与		43万円									
子	6歳	未就学児		0円									
【年金所得者平均値・中央値】													
世帯主	66歳	年金		111万円	年額	131,600	141,100	9,500	136,400	4,800	5割	792	400
配偶者	64歳	年金未受給		0円									
【老齢基礎年金令和6年度 月額68,000円】													
世帯主	66歳	老齢基礎年金		0円	年額	38,200	41,800	3,600	40,100	1,900	7割	300	158
配偶者	64歳	年金未受給		0円									
【老齢基礎・遺族年金受給者】													
世帯主	66歳	老齢基礎年金		0円	年額	22,400	24,100	1,700	23,400	1,000	7割	142	83
配偶者	死亡												

国民健康保険特別会計 予算(案)

令和7年度 国民健康保険特別会計予算(歳入) (案)

令和7年度 国民健康保険特別会計予算(歳出) (案)

(単位：円)

科 目		令和6年度		令和7年度(案)		差 額 (B)-(A)
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	
保 險 税	一般被保険者	566,621,000	16.51%	542,040,000	16.57%	-24,581,000
	退職被保険者	207,000	0.01%	348,000	0.01%	141,000
	計	566,828,000	16.52%	542,388,000	16.58%	-24,440,000
使用料及び手数料		300,000	0.01%	300,000	0.01%	0
県 支 出 金	普通交付金	2,497,241,000	72.77%	2,373,306,000	72.54%	-123,935,000
	特別交付金	85,779,000	2.50%	73,911,000	2.26%	-11,868,000
	計	2,583,020,000	75.27%	2,447,217,000	74.80%	-135,803,000
財産収入		1,000	0.00%	1,000	0.00%	0
繰 入 金	一般会計繰入金	261,763,000	7.63%	258,842,000	7.91%	-2,921,000
	基金繰入金	5,989,000	0.17%	9,049,000	0.28%	3,060,000
	計	267,752,000	7.80%	267,891,000	8.19%	139,000
繰 越 金		10,000,000	0.29%	10,000,000	0.30%	0
その他の収入		3,814,000	0.11%	3,814,000	0.12%	0
合 計		3,431,715,000	100.00%	3,271,611,000	100.00%	-160,104,000

(単位：円)

科 目		令和6年度		令和7年度(案)		差 額 (B)-(A)
		予算額(A)	構成比	予算額(B)	構成比	
総 務 費	療養給付費	59,750,000	1.74%	70,574,000	2.16%	10,824,000
	療 養 費	2,150,368,000	62.66%	2,042,849,000	62.44%	-107,519,000
	審査支払手数料	23,124,000	0.67%	21,967,000	0.67%	-1,157,000
保 險 給 付 費	高額療養費	6,431,000	0.19%	6,220,000	0.19%	-211,000
	移 送 費	301,261,000	8.78%	286,213,000	8.75%	-15,048,000
	出産育児諸費	51,000	0.00%	51,000	0.00%	0
葬 祭 費	出産育児諸費	12,506,000	0.37%	12,506,000	0.38%	0
	葬 祭 費	3,500,000	0.10%	3,500,000	0.11%	0
	結核医療付加金	50,000	0.00%	50,000	0.00%	0
医 療 費 分	傷病手当金	60,000	0.00%	1,000	0.00%	-59,000
	計	2,497,351,000	72.77%	2,373,357,000	72.54%	-123,994,000
	医療費分	581,446,000	16.94%	542,050,000	16.57%	-39,396,000
介 護 納 付 金 分	後期高齢者支援金等分	194,924,000	5.68%	185,414,000	5.67%	-9,510,000
	介護納付金分	66,373,000	1.93%	62,707,000	1.91%	-3,666,000
	計	842,743,000	24.56%	790,171,000	24.15%	-52,572,000
保健事業費		19,126,000	0.56%	24,807,000	0.76%	5,681,000
基金積立金		1,000	0.00%	1,000	0.00%	0
その他の支出(償還金等)		12,744,000	0.37%	12,701,000	0.39%	-43,000
合 計		3,431,715,000	100.00%	3,271,611,000	100.00%	-160,104,000

歳入 3,271,611千円

歳出 3,271,611千円

